

PROMETHEUS ファンド I

匿名組合契約締結前交付書面

(重要事項説明書)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

－ 重 要 －

この書面をよくお読みください

「契約締結前交付書面（重要事項説明書）」（以下「本書面」といいます。）は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、ご契約前に必ずお渡しする書面です。本書面には、金融商品のお取引を行っていただく上で、重要となるリスクや留意点が記載されておりますので、投資にあたってはあらかじめ本書面を十分お読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認の上で内容を十分理解されますようお願い申し上げます。

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社（以下文脈に応じて「当社」又は「私募取扱業者」といいます。）は、第二種金融商品取引業者であり、本書面に記載される匿名組合出資持分の取得勧誘を行っています。

お客様が締結されようとしている匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といい、本匿名組合契約に係る組合を「本組合」といいます。）は、ARK1 合同会社（以下「営業者」といいます。）が実施する有価証券への投資事業（以下「本営業」といいます。）から生ずる利益の分配を受けること等を内容としています。また、営業者は、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社と投資一任契約を締結し、運用権限の全部を委託します（運用権限の受託者としての TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を以下「運用会社」といいます。）。

本匿名組合契約に基づく利益の分配は確定したものではなく、営業者の業務の変動若しくは財政状態の悪化により、利益の分配を行うことができず、又は投資先の有価証券の価格変動、元本毀損するなどの理由から、お客様が損失を被ることがあります。そのため、本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。

本書面には、お客様が、本匿名組合契約を締結し、匿名組合出資持分（以下「本ファンド持分」といいます。）を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

なお、本書面で用いられる用語については、営業者との間の本匿名組合契約において適用又は参照している箇所もございますので、本匿名組合契約も適宜ご参照いただきながら、本書面をお読みください。

手数料、報酬、諸費用その他の本匿名組合契約に関して
お客様が支払うべき対価に関する事項

本匿名組合契約に関して、お客様には以下の手数料等をご負担いただきます。

(1) 銀行振込手数料

お客様には、本匿名組合契約に基づき出資されるときに、銀行振込手数料をご負担いただきます。

※銀行振込手数料については、金融機関により相違及び変動するものであり、事前に手数料率等を示すことができません。

※営業者がお客様の銀行口座宛てに出資金又は分配金等を送金する際の銀行振込手数料は営業者が負担します。

(2) 解約手数料

該当ありません（本匿名組合契約は、後記「本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無」に記載の解除を除き、お客様の都合による中途解約はできません。）。

(3) 譲渡手数料

該当ありません（お客様は、営業者が事前に書面又は電子的手段にて承諾する場合を除き、本匿名組合契約により取得した本ファンド持分を譲渡できません。）。

(4) 営業者報酬

営業者は、本営業に対する報酬を受領しないものとします。

(5) 販売報酬

お客様毎の出資金に 3.3%（消費税込み）を乗じた額を契約期間開始時に販売報酬として私募取扱業者に対してお支払いいただきます。

(6) 有価証券取得等に係る売買手数料等

営業者が運用会社を通じて行う有価証券の売買に伴う売買手数料及び送金手数料、外貨建て資産への投資に伴う為替手数料は、組合財産から支払われます。なお、売買等費用は売買等の相手方等により相違・変動するものであり、事前に料率等を明示することができません。

(7) 一任運用報酬

出資金総額に対して（年率 1.1%）（消費税込み）を組合財産から運用会社に支払います。（当初 1 年間分は契約開始時に支払い、以降分は契約終了時に支払い）

(8) 投資先ファンドにおける費用及び報酬

本組合が投資する米国デラウェア籍 InvestX Master (PROM-U1 (QP)), a Series of InvestX Master LLC（以下「投資先ファンド」といいます。）は、以下の費用及び報酬が発生します。

費用：申込手数料 4.5%及び設立費用等 7.0%がファンド購入時に発生し本組合はこれを負担します。

報酬：成功報酬 原則として投資額（申込金額から販売報酬及び一任運用報酬控除後のドルベース）返還後の利益分配額の 15%及び管理報酬年 1.0%（ただし、当初 3 年間分の 3.0%を契約開始時に前払い）が発生し、本組合がこれを実質的に負担します。

本匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

本ファンド持分は、元本が保証されているものではありません。また、お客様の損失についても補填されません。

本ファンド持分の取得にあたりましては、本書面をあらかじめよくお読みいただき、特性やリスクを十分にご理解いただいた上で、お客様ご自身の判断と責任において取引していただきますようお願い申し上げます。なお、以下のリスクは、主なリスクとして提示させて頂いているものであり、これらに限られません。

1. 本ファンド持分に関するリスク

① 元本毀損及び損失リスク

本ファンド持分は、元本の返還が保証されているものではありません。お客様の出資金額の一部又は全部に損失が生じる可能性が存在しているほか、お客様の損失についても補填されません。

② 匿名組合出資の流動性リスク

お客様は、本組合の事業を運営する営業者の事前の書面又は電子的手段による承諾無く、本匿名組合契約、本ファンド持分又は匿名組合員としての地位その他本匿名組合契約に基づく権利又は義務を譲渡し、担保設定その他の処分をすることができません。そのため、本匿名組合契約に基づく権利は換金性が著しく乏しい点にご留意ください。詳細は、後記「匿名組合出資持分の売買の機会に関する事項」をご確認ください。

③ 利益配当金の分配、出資金の返還事務に伴うリスク

営業者は、匿名組合員であるお客様に対し、自ら又は第三者を通じて利益

配当金等の分配事務・出資金の返還事務を行う予定です。しかし、何らかの理由によりお客様への利益配当金の分配・出資金の返還のための匿名組合員の情報が不正確であった場合、振込指定口座への振替・振込に事務上の齟齬があり、適時に事務の履行がなされなかった場合、又はその他営業者若しくは第三者による事務的過誤が発生した場合には、お客様に対する利益配当金の分配・出資金の返還が遅滞する可能性があります。

2. 投資先商品に関するリスク

本組合は、米国の非上場成長企業に投資するベンチャーキャピタル型の投資ファンドである InvestX Series (PROM-U1 (QP))への投資を通じて投資します。したがって、投資先ファンドの運用成果によっては、お客様が出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。具体的には以下の通りです。

① ポートフォリオ・カンパニー証券に関連するリスク

本組合の主な投資先である投資先ファンドが行うことを予定している投資の種類には、高いリスクが伴います。

一般的に、ベンチャーキャピタル投資は大きな利得の機会を提供する一方で、高度な事業上・財務上のリスクを伴い、相当な損失が生じる可能性があります。投資先企業（以下、「ポートフォリオ・カンパニー」といいます。）の事業の状況及び将来性に関する公に入手可能な情報は、ほとんど存在しないか、又は限定的である場合があります。運用会社による投資判断の多くは、非公開の情報源から関連情報を入手する能力に依存することとなり、運用会社は、十分な情報が得られない状況で投資判断を行う場合や、第三者から提供された検証することが困難又は実務上検証できない情報に依拠して投資判断を行う場合があります。

各投資の市場性及び価値は、マネージャーの支配が及ばない多くの要因に依存します。ポートフォリオ・カンパニーは、期間毎に業績が大幅に変動することがあるほか、激しい競争に直面し、事業のいかなる段階においても、事業の失敗もしくは企業価値の著しい低下が生じる可能性があります。

テクノロジーその他の新興成長企業を対象とする公開市場は極めて変動が大きく、このような市場の変動は、ポートフォリオ・カンパニーの発展、ファンドが投資を処分する能力、及びファンドによる投資対象証券の売却もしくは分配時における当該証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、ポートフォリオ・カンパニーによる新規株式公開（以下「IPO」といいます）」に対する公開市場の受容性は、期間によって大きく変動する可能性があります。他の点では成功しているポートフォリオ・カンパニーであっても、適切な時期に IPO を実施できない場合、投資リターンが低調となる可能性があります。ポートフォリオ・カンパニーが IPO を成功的に実施する保証、またはかかる IPO が公開市場に好意的に受け入れられる保証はありません。

ポートフォリオ・カンパニーが IPO を成功させたとしても、ポートフォリオ・カンパニーの有価証券は、相当な期間にわたりファンドもしくはメンバーが当該証券を処分することを妨げる契約上の「ロックアップ」、証券法上その他の制限の対象となる場合があり、投資の価値が著しく下落する可能性があります。同様に、潜在的な買収者のポートフォリオ・カンパニーに対する受容性も時間とともに変動します。ポートフォリオ・カンパニーに対する投資が合併、統合もしくは類似の取引を通じて処分される場合であっても、ファンドが存続会社において保有する株式、証券その他の権利が換価可能なものとなるとは限りません。

いずれのポートフォリオ・カンパニーへの投資は、公開もしくは合併、買収その他の方法による流動性イベントが実現する保証はありません。一般に、ファンドが行う投資は流動性が低く、価値の評価が困難であり、投資が行われた後にこれを保護する担保もほとんどもしくは全く存在しない場合があります。

ファンドが投資を行う時点において、ポートフォリオ・カンパニーは、成功に必要な一つ以上の主要な属性（実証済みの技術、市場性のある製品、完全な経営陣もしくは戦略的提携等）を欠いている場合があります。さらに、ポートフォリオ・カンパニーは、事業失敗、経営陣の交代、もしくは事業モデルの拡大における課題を含む、重大な業務上・財務上のリスクに直面する場合があります。

多くの場合、投資は長期的な性質を有し、当初投資日から処分までに何年もかかる場合があります。

ポートフォリオ・カンパニーの株式その他の有価証券を、予定どおり取得できない可能性があります。運用開始日から 90 日以内に取得できない場合、本匿名組合は、手数料及び費用の控除なく返金します。

（注）ポートフォリオ・カンパニーとは、「Prometheus Industries, Inc.（以下「PROMETHEUS」）を指します。

② 価格変動リスク

投資先ファンドが保有する有価証券の価値は、変動する可能性があります。

③ 有価証券の流動性リスク

投資先ファンドが保有する有価証券の大部分は、未上場であり、取引頻度が低いいため、取引の成立までに時間を要することが想定されます。投資先ファンドが保有有価証券の一部または全部を売買しようとする場合、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。

④ 信用リスク

投資先ファンドは有価証券に投資しますが、当該有価証券の発行体の経済状況の悪化や倒産などが発生する場合があります、投資先ファンドの純資産価額に

影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 確率変動リスク

本組合は投資先ファンドが保有する有価証券から生ずる利益を主な収益源としますが、投資先ファンドが保有する有価証券の状況次第では収益を得られないリスクがあります。

⑥ 金利変動リスク

実質金利について、短期的に急激な金利変動があった場合は、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体の企業価値評価やそれに基づく当該有価証券の価値に影響を及ぼす場合があります、投資先ファンドの1口当たり純資産価額に影響を及ぼす要因となり得ます。

⑦ 為替変動リスク

本組合は、投資先ファンドでは組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行わないため、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。

⑧ カントリーリスク

投資先ファンドは有価証券に投資します。最終的な投資先の国・地域の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因の影響を受ける場合があります。

⑨ LLC (Limited Liability Company) に関するリスク

投資先ファンドは米国デラウェア籍 LLC (Limited Liability Company) であり、米国連邦法及びデラウェア州法に基づいて設立・運営されています。将来、これらの現地の法令の改正などによって、運営を継続できなくなる可能性があります。

⑩ 有価証券の所有形態のリスク

投資先ファンドが保有する有価証券は、当該有価証券の発行体の所在地国の法規制に服しますが、現地の法規制は日本の法規制と異なる可能性があります。また、政府による規制、政治体制、現地の経済及び税法の変化が、投資先ファンドが保有する有価証券の全部または一部に悪影響を及ぼすことがあります。所在国の管理当局は、投資先ファンドが保有する有価証券について保証しておらず、本組合は投資先ファンドの英文目論見書の内容について責任を負うこともありません。

(注) 本組合のリスクは上記に限定されるものではありません。上記の他、投資先ファンドに関するリスクについては、別紙「特定のリスク要因」もご参照ください。

3. 営業者、運用会社及び私募取扱者の信用等に関するリスク

営業者、運用会社及び私募取扱者が、その業務又は財産の状況の変化により支払不能に陥り、又はこれらの者に対して破産、会社更生、民事再生などの各種法的倒産手続の申立てがなされる可能性などがあります。これらに該当することとなったような場合には、本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、さらには出資金の返還が行われないなどにより損失が生じるリスクがあります。お客様が営業者に対して有する支払請求権（出資金返還請求権及び匿名組合利益

分配請求権をいいます。以下同じ。)には、何ら担保が付されていません。また、本営業における収益が発生したとしても、本営業において利益分配前に多額の費用や損失が発生した場合においては、お客様に分配するための十分な利益を確保できず、分配金額の全部又は一部の支払いが行なわれないリスクがあります。さらに、営業者が破産などの法的倒産手続に移行した場合には、お客様が営業者に対して有する支払請求権は、他の優先する債権に劣後して取り扱われます。そのため、法的倒産手続の中で、他の優先する債権については支払いがなされ、回収が図られた場合であっても、お客様が有する支払請求権については一切支払いがなされないリスクもあります。

4. その他のリスクについては後記「5 本契約のリスクについて」をご覧ください。

本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無

お客様が営業者と締結する匿名組合契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの規定の適用はございませんが、本契約は電子申込型電子募集取扱業務に係る取引に該当するものであるため、申込みをした日を含めて 8 日以内であれば、その申込みを撤回し又はその申込みに係る契約を解除することができます。

【お手続き方法】

当社が運営する投資ウェブサイト「トラノコ PLUS」上の「クーリング・オフお申込みフォーム」からお手続きください。

匿名組合出資持分の売買の機会に関する事項

お客様は営業者の事前の書面又は電子的手段による承諾無く、本匿名組合契約、本ファンド持分又は匿名組合員としての地位その他本匿名組合契約に基づく権利又は義務を譲渡し、担保設定その他の処分をすることができません。そのため、本匿名組合契約に基づく権利は換金性が著しく乏しい点にご留意ください。

くわえて、本匿名組合契約の解除及び終了も本匿名組合契約に規定されている場合を除き認められていません。

さらに、本ファンド持分の流通市場が存在しないため、譲渡は相対取引によらざるを得ず、譲渡しようとしてもその権利の移転は営業者に認められないことがあります。そのため、買い手が限定され売却が困難となる場合があります。また、営業者の承諾があったとしても、相対取引における本ファンド持分の売却が可能か否かについては、金利動向や為替相場等の金融環境変化により影響されることがある他、他の金融商品に対する投資との比較における優劣、市場環境や将来的な景気動向等によって左右されることがあります。この場合、譲

渡による換金・投下資本の回収を適時に行うことができず、さらには低廉な価格での譲渡を余儀なくされる可能性があります。

金融商品取引法上の開示義務について

本匿名組合契約に基づく権利取得の申込みの勧誘に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていません。

当社役職員のファンド購入条件について

当社が取り扱う全ての組合契約（ファンド）は、当社役職員が購入する場合があります。

当社役職員が当社の取り扱うファンドを購入する際の購入条件は、一般のお客様と同一であり、当社役職員が手数料等について有利に扱われることはございません。

投資にあたっては、以上のような本匿名組合契約の特性（詳細は本書面をお読みください。）を理解した上で、ご自身の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において投資を行って下さい。ご不明な点がございましたら、私募取扱業者である当社までお問い合わせください。

1 営業者等の概要

営業者

A R K 1 合同会社

代表社員：一般社団法人国際投資基盤機構

職務執行者：高橋法彦

住所：東京都港区六本木一丁目 9 番 10 号アークヒルズ仙石山森タワー40 階

私募取扱業者（第二種金融商品取引業者）

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

代表取締役：バロック・ステファン・ジャスティン
（関東財務局長（金商）第 384 号）

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー36 階

TEL：03-6432-0780

Email：help@toranotecasset.com

URL: <https://toranotecasset.com/>

2 金融商品取引契約の概要

- ・お客様にご契約いただく金融商品取引契約（本匿名組合契約）は、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 535 条に規定される匿名組合契約です。匿名組合契約とは、出資者が営業者の営業のために出資をし、営業者が、その営業から生ずる利益を分配することを約するものです。
- ・お客様と営業者が締結することとなる本匿名組合契約においてはお客様が出資者、A R K 1 合同会社が営業者となり、お客様は本匿名組合契約に基づく本ファンド持分を取得することとなります。
- ・お客様から出資された金銭（以下「本匿名組合員出資金」といいます。）は、お客様以外に、営業者との間で匿名組合契約を締結して、本ファンド持分を取得することとなる出資者（以下「その他匿名組合員」といい、匿名組合員としてのお客様及びその他匿名組合員を総称して「本匿名組合員」といいます。）が本営業のために出資した出資金（以下「その他匿名組合員出資金」といいます。）と合算して、営業者が運用会社を通じて投資先ファンド（米国デラウェア州法に基づき設立された InvestX Master LLC シリーズの（PROM-U1（QP））（詳細は後述 13-（10）をご参照ください。）の出資持分に投資を行う事業に充てられます。
- ・本営業では、営業者が本営業のために拠出された本匿名組合員出資金及びその他匿名組合員出資金（以下、総称して「匿名組合員出資金」といいます。）をもって運用会社を通じて投資先ファンドによる運用を行う有価証券等への投資を行い、当該有価証券等の売却益、償還益、及び配当金・分配金等を受け取るものです。

- ・これら売却益、償還益、及び配当金・分配金等から、前記の「手数料、報酬、諸費用その他の本匿名組合契約に関してお客様が支払うべき対価」を差し引いた残額がお客様に対する投資元本・利益分配の原資となります。

3 本組合の資金使途及び営業者の事業計画の内容

(1) 本組合の資金使途

本組合は運用会社に対し有価証券等による運用権限を委託の上で、運用会社において有価証券等の投資を行う目的の事業及び当該事業に係る営業者の運営に使用します。

(2) 本組合の営業者の事業計画の内容

募集期間終了後、前述のクーリング・オフ可能期間経過後に諸経費等を控除後の出資金を後述 13- (10) に記載の有価証券への投資を実行し、計算期間毎に当該有価証券から得られる分配金及び償還する方法にて収益の獲得を目指します。

4 本組合に関する審査体制及び審査結果の概要

当社は本組合の組成に関し、営業者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途等に関する審査を行い、本匿名組合契約について募集又は私募の取扱いを行うことに妥当と判断しました。

但し、当社による当該判断は、出資対象事業の事業計画の実現を保証するものではありません。

審査内容は以下のとおりです。

(1) 当社の審査態勢（審査体制、審査手続き）について

当社が定める「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」及びその細則に基づき、取締役、コンプライアンス部長で構成される案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

不承認のファンドについては取扱いを行わない、若しくは不承認の理由や課題を解決できた場合に再度、案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

案件審査会では、営業者に関する審査資料一式を元に、以下の項目について審議いたします。

- ・事業等の実在性
- ・資金調達者としての適格性
- ・財政状態及び経営成績
- ・事業等の計画及び見通し
- ・事業等のリスクに関する検討
- ・資金調達の額、その使途
- ・発行者と当社との間の利害関係の状況
- ・分別管理の状況を含む経理の状況
- ・過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況
- ・適切な情報提供を行う体制等

(2) 審査結果の概要について

- ・事業計画において示されている利益、費用の見込みその他の各種想定について、その設定の合理性等について審査を行い、妥当と認めました。
- ・事業の主たるリスクは、ポートフォリオ・カンパニー証券に関連するリスク、投資先ファンドの価格変動リスク、為替リスク、流動性リスク、確率変動リスク及び金利変動リスクであることから、これらの点について分析・評価を行い、妥当と認めました。
- ・調達する資金の調達額と取得予定の投資先ファンドの価格及びその取引に係る諸費用の合計額を確認し、その用途が妥当と認めました。
- ・営業者と当社との間の利害関係の状況について、当社は営業者の議決権を保有せず、他の独立した一般社団法人が保有する仕組みを構築することにより、当社から直接影響力を行使することができないことといたします。但し、当社は、営業者の本営業に係る運用権限の全部を受託しております。この点に関して、当社は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会が定める「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に則って審査の独立性を確保した上で、適切に審査しました。
- ・経理の状況について、営業者が行う他の営業に係る財産及び営業者の固有財産と匿名組合員出資金とは適切に分別管理されることを確認しました。
- ・原始書類の保存が適切に行われているかといった観点から審査を行い、適切と認めました。

5 本契約のリスクについて

- ・本契約は元本が保証されているものではありません。
- ・お客様が行う金融商品取引行為に関するリスクについて、前記「本匿名組合契約締結にあたってのリスクについて」に記載のもののほか、以下のものがあります。

(1) 営業者の信用状況による影響

営業者について、倒産手続の開始、その財産についての仮差押え若しくは差押え、又はこれに類する処分がなされた場合は、本営業の遂行に重大な支障が生じる可能性があり、その結果、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされるおそれがあります。

又、本匿名組合契約においては、営業者はお客様から金銭の出資を受けることとなります。当該出資金は、出資された時点から営業者の資産となりますので、前段のほか、監督官庁による行政処分や金融機関との取引停止等、営業者の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金の一部又は全部を返還することができないこととなる可能性があります。

営業者は、当該出資金を後記「13 出資対象事業の運営に関する事項 (8) 分別管理の方法」に記載する分別管理用預金口座（以下「本分別管理用預金口座」といいます。）にて適切に分別管理をおこないますが、破産法、民事再生法その他の倒産手続が開始された際、当該出資金が破産財団に組み込まれるリスクがあります。この場合、お客様に対して出資金の一部又は全額の返還をすることができないこととなる可能性があります。

(2) 取引先金融機関の信用リスク

営業者が預金口座を開設する金融機関が破綻した場合等、本営業の遂行に重大な支障が生じる可能性があり、その結果、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされるおそれがあります。

(3) 税制上のリスク

本営業に関連する税法（日本法に限りません。）の規定又はその解釈に変更が生じた場合、本営業における税負担が想定外に増加する可能性があります。

(4) 法制度の変更のリスク

本営業の遂行に影響を与える法制度の変更が行われる可能性があり、その場合、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(5) 突発的要因に伴うリスク

金融市場の混乱、営業者その他の関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、又は戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、本営業の遂行に重大な支障が生じた結果、本営業の収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(6) 事業が実行されないリスク

本営業の投資対象となる有価証券への投資に関し、投資実行前に運用会社が当該投資の全部又は一部を実行しないと判断した場合、お客様の出資金は運用されることなく返金される場合があります。また、申込期間内に申込総額が最低成立金額に達しない場合、本匿名組合契約は成立しないことになり又は本匿名組合契約が解除され、営業者が既に受け入れた金銭があるときは、お客様に返金されます。

(7) 利益相反に関するリスク

営業者及び運用会社並びにその関係会社等(以下「関係会社等」という。)は、本営業に関し、それぞれの立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。例えば、営業者が投資する有価証券の発行者とコンサルティング契約を締結することができ、この場合、投資対象となる有価証券の発行者から関係会社等に対して報酬が支払われます。また、関係会社等は本営業と同種若しくは類似の営業又は他の匿名組合に係るアセット・マネジメント業務を行い又は将来行う可能性があり、営業者とともに関係会社等が同一の有価証券を保有又は取得する場合、営業者と関係会社等が特定の有価証券の取得に関して競合する可能性や、当該関係会社等が営業者と利益が相反する投資行動をとることがあり、これらのときは匿名組合員の利益が害される可能性があります。

6 本匿名組合契約に関する租税の概要

- ・ 本匿名組合契約に基づき、お客様が出資割合に応じて受領する利益分配金は、雑所得(※1)として総合課税され、当該金額の20.00%相当額(但し、2013年1月1日から

2037 年 12 月 31 日までの間に確定した利益分配金に関しては復興特別所得税を含めた 20.42%(※2))相当額が税法に基づきお客様の所得税として源泉徴収されます。そのため、実際にお客様に支払われる金額は、当該分配金から源泉徴収分を控除した後の金額となります。

- ・お客様が法人の場合には分配を受け又は負担をすべき部分の金額を計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされています。また個人である場合には原則として税金の申告（確定申告）をお客様ご自身で行う必要があります。一方で、例えばお客様が給与を 1 か所から受けており、雑所得（分配金を含む。）の合計が 20 万円を超えない場合は所得税の確定申告を行う必要はないものとされています。

- ・その他、租税に関する詳細については、税理士等の専門家にご確認ください。

(※1) お客様によっては、雑所得として認識されない場合もございますので、税理士等の専門家にご確認ください。

(※2) 税率は本書面作成日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。

7 本匿名組合契約の終了の事由がある場合、その内容

(1) 運用終了日の到来による終了

本匿名組合契約は、本匿名組合契約別紙 3「条件表」に定めた運用終了日をもって投資した有価証券を売却することにより処分した回収金及びその他の費用のお客様に対する分配を全て完了した時点をもって終了するものとします。

(注) 営業者は、投資対象の運用状況等を勘案し、やむを得ない場合には、本匿名組合契約の契約期間を 1 年間延長すること、これを無制限に回数延長する場合があります。または、契約期間より前に本匿名組合契約を終了する場合があります。この場合、営業者は、匿名組合員に対し、あらかじめ書面又は電磁的方法によりその旨を通知するものとします。

(2) 破産手続開始決定等による終了

(1) のほか、本匿名組合契約は、商法第 541 条に定める事由又は営業者について以下に定めるいずれかの事由が発生した場合に終了します。

① 破産手続、民事再生手続、特別清算その他倒産手続の開始の申立てがなされた場合

② 解散決議を行った場合、解散命令を受けた場合、又はその他の事由により解散した場合（合併に伴って解散した場合を除く。）

③ 電子交換所の取引停止処分を受けた場合

④ 支払不能、支払停止となった場合

⑤ 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがなされた場合

⑥ 上記各号のほか、営業に必要な免許の取消し、業務停止又は主要取引先の取引又は支払いの停止等、本匿名組合契約の存続が困難となるやむを得ない事由が発生したと営業者が判断した場合

⑦ 営業者及び本匿名組合員が別途書面により合意した場合

(3) 営業者による契約の解除による終了

営業者は、以下のいずれかの事由が発生した場合、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができます。

- ① お客様に民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し、破産手続を除きます。）の開始決定がなされた場合
- ② お客様が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合。
- ③ お客様が本匿名組合契約に違反した場合（但し、その治癒が可能である場合には、当該違反の治癒を求める旨の通知が営業者からお客様に対して発送された日から 10 日間当該違反が継続した場合に限ります。）
- ④ お客様が「トラノコ PLUS」の利用規約に従いユーザーとしての資格を喪失した場合

(4) お客様による契約の解除による終了

お客様は、本匿名組合契約の締結の申込をした日から 8 日間を経過するまでの間、営業者に対して当該申込を行った「トラノコ PLUS」上の専用ページにて申込取消し又は本匿名組合契約の解除の操作を行うことにより、本匿名組合契約に係る申込を撤回し、又は本匿名組合契約を解除できます。本（4）に基づく解除によってお客様は、当然に出資の義務を免れるものとし、営業者が出資金を既に受領している場合には、利息を付さずにこれを速やかにお客様の指定する口座に振込む方法により返還します。

(5) 申込総額が最低成立金額に到達しなかった場合の終了

申込期間（但し、私募取扱業者の裁量により延長した期間を含みます。以下同じ。）の最終日に、本匿名組合員から申込のあった本匿名組合契約について、申込総額が最低成立金額に到達しなかった場合、営業者は、私募取扱業者をして、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約及び他の匿名組合契約が成立しない旨を通知するものとします。

また、お客様が契約成立通知を受領した後、申込期間の最終日において、本匿名組合契約第 14 条第 2 項による解約その他の事由により申込総額が最低成立金額を下回る場合、本匿名組合契約は当然に解除されるものとします。本（5）に基づき本匿名組合契約が解除された場合、本匿名組合契約は初めよりなかったものとみなされ、営業者は、お客様より既に受け入れた金銭があるときは、当該金銭は「トラノコ PLUS」の利用規約の定めに従い当該本匿名組合員に返還するものとし、営業者及び私募取扱業者はこれ以外のいかなる責任も負わないものとします。

(6) ポートフォリオ・カンパニーの株式等を取得できなかった場合の終了

ポートフォリオ・カンパニーの株式その他の有価証券を、運用開始日から 90 日以内に取得できない場合、営業者は、私募取扱業者をして、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約及び他の匿名組合契約が成立しない旨を通知するものとします。この場合、本匿名組合員が支払った手数料及び費用は、控除なく当該匿名組合員に返金します。

8 金融商品取引業者（私募取扱業者）の概要

- ① 商号：TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
- ② 本店所在地：東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラストタワー36階
- ③ 登録番号等：（第二種金融商品取引業者）
関東財務局長（金商）第384号
- ④ 設立年月日：1998年7月31日
- ⑤ 資本金：1億円
- ⑥ 代表者：代表取締役 バロック・ステファン・ジャスティン
- ⑦ 主な業務：第二種金融商品取引業、投資運用業

9 金融商品取引業者が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- (1) 金融商品取引業者である TORANOTEC 投信投資顧問株式会社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業であり、その業務は、集団投資スキーム持分（金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げられる有価証券とみなされる権利）である匿名組合出資持分の私募の取扱いです。当社は、自身が運営する組合ファンド投資ウェブサイト「トラノコ PLUS」（以下、当該ウェブサイトで当社が提供するサービスを「本サービス」といいます。）において、本営業及び本営業と同種の出資対象事業に出資して資産の運用を行いたいという意向をお持ちのお客様を募り（私募の取扱い）ます。
- (2) 具体的には以下の流れで取引が行われます。
 - ① 当社の定めるトラノコ PLUS 利用規約第1条第3項・第5項・第8項、及び第2条第3項の手続を経て、本サービスに会員登録を完了していただきます。
 - ② 後記「12 出資対象事業持分（本ファンド持分）取引契約に関する事項」の(3) 及びトラノコ PLUS 取引取扱規程で定める手続を経て、本契約の申込み及び締結をおこなっていただきます（当該手続完了日を以下「締結日」といいます。）。
 - ③ 営業者は、本匿名組合員出資金を本分別管理用預金口座にて、その他匿名組合員出資金と合算して、有価証券等による投資を行い、運用期間終了時において当該有価証券等を売却等による処分する方法をもって投資資金の回収を行います。
- (3) 当社は訪問又は電話による勧誘は行いませんが、当社が実施するセミナーや説明会等においてお客様に、勧誘を行う場合があります。

10 お客様が私募取扱業者に連絡する方法

（書面でのご連絡方法）

〒105-6036

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー36 階

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

(お電話又でのご連絡方法)

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

TEL：03-6432-0780

(月～金・9:00～16:00・祝日等を除く)

(E-mail でのご連絡方法)

E-mail：help@toranotecasset.com

11 私募集扱業者（金融商品取引業者）が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無

(1) 金融商品取引業協会について

私募集扱業者は、以下の金融商品取引業協会へ加入しております。

(名称) 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(所在地) 東京都中央区日本橋茅場町 2-11-2

(電話番号) 03-6910-3980

(2) 対象事業者となっている認定投資者保護団体

私募集扱業者は、以下の法人が実施する認定投資者保護団体の業務に関する対象事業者となっております。

(名称) 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

(所在地) 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1

(電話番号) 0120-645-005 (月～金・9:00～17:00 祝日等を除く)

(3) 苦情処理措置及び紛争解決措置

私募集扱業者は、上記 (2)、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用することにより苦情及び紛争の解決を図ります。

(※) 私募集扱業者は、第二種金融商品取引業に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに利用登録を行っております。又、私募集扱業者が加入している上記 (1) 一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、同センターに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

12 出資対象事業持分（本ファンド持分）取引契約に関する事項

(1) 出資対象事業持分の名称

PROMETHEUS ファンド I

(2) 出資対象事業持分の形態

商法第 535 条の匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分

(3) 本匿名組合契約の締結の申込みに関する事項

① 会員登録手続

お客様は営業者と本匿名組合契約を締結するため、トラノコ PLUS 利用規約第 1 条第 4 項・第 9 項、及び第 2 条第 3 項の手続により会員登録するものとします。

② 契約締結の申込

- イ) 営業者は、本サービスにおいて、本営業を含む複数の匿名組合ファンドを表示するものとします。
- ロ) お客様は、それらの匿名組合ファンドの中から、出資を希望する匿名組合ファンドを選択して、申込手続画面の流れに従って、本匿名組合契約の申込みを行うものとします。
- ハ) 私募集扱業者がお客様の本匿名組合契約の申込みを有効と判断し、かつ申込総額が最低成立金額に到達した場合、営業者は、私募集扱業者をして、当該申込みが受注された旨をお客様に対して通知（以下「契約成立通知」といいます。）します。
- ニ) お客様には、契約成立通知を受領した後、払込期間中に、営業者の本分別管理用預金口座へ出資金の全額をお振込みいただき、当該振込みを営業者が確認した時点で本匿名組合契約は成立するものとします。
- ホ) 申込期間中に申込総額が募集上限金額に到達した場合、当該到達以降の目標募集金額以上の申込額に係る申込みは無効なものとして取り扱われます。
- ヘ) 申込期間の最終日に、匿名組合員出資金の額が最低成立金額に達しなかった場合には、本匿名組合契約は成立しないものとします。
- ト) 出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する詳細

出資募集金額の総額（募集上限金額）	499,900,000 円 出資は、出資のお申込み順に金額に達するまで受け付けます。出資のお申込みの金額の一部が上記金額を超過した場合、当該申込は無効となります。 また、上記金額に達していなくても、本匿名組合契約を締結されるお客様の合計人数が 499 名となった場合には、以降のお申込みがなくなります。
出資募集価格 (1 口あたりの出資金額)	1 口 1 円
最低申込金額（購入最低金額）	20,000,000 円（20,000,000 口）
追加出資単位（購入単位） (お客様が最低出資金額以上の出資をする場合の出資単位)	10,000 円（10,000 口）単位
上限出資金額	お客様あたりの上限はありません。なお、

(お客様が出資可能な上限金額)	著しく高額となる場合は当該申込を無効とする場合があります。
目標募集金額 (最低成立金額)	50,000,000 円 (50,000,000 口) ※募集期間内に最低成立金額に達しない場合、募集は中止となります。営業者が既に出資金を受領していたときは返金されます。
申込期間	2026 年 8 月 14 日から 2026 年 9 月 3 日まで。 但し、募集状況等を勘案し、申込期間を延長する場合があります。申込期間を延長する場合の申込日は最長 2026 年 9 月 18 日とします。申込期間が延長された場合には、申込期間の延長日数と同日数、運用開始日を繰り下げます。運用終了日は変更しないため、この場合、実際の運用期間は申込期間の延長日数に応じて短縮されます。 また、申込期間中に出資者より有効に申込まれた出資申込金額の合計額が出資募集金額の総額に到達したとき又は本匿名組合契約を締結されるお客様が合計で 499 名となったときは、営業者は、その裁量により、申込期間を前倒して終了することができます。
申込の方法	上記イ～ニの方法をもって申込を行うものとします
応募代金の管理	募集申込金は、営業者の本分別管理用預金口座にて営業者に振込みいただき、営業者において、営業者の固有財産と分別して管理します。
当該有価証券の取得に係る出資申込金額が出資募集金額の総額を上回る場合及び目標募集金額を下回るにおける出資申込金額の取扱い方法	・総額を上回る場合 お申込みの金額の一部が上記「出資募集金額の総額」を超過した場合、当該申込は無効となり、以降のお申込みができなくなります。 ・目標募集金額（最低成立金額）を下回る場合 本匿名組合契約は無効となり、払い込まれた出資金は返金されます。

(4) 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項

お客様には、本匿名組合契約の締結に際して、営業者の本分別管理用預金口座へ出資金の全額をお振込いただきます。お振込みいただいた出資金は、その他匿名組合員出資金と合算して営業者の有価証券等投資に充当します。当該出資金は、本匿名組合契約において明示的に規定される場合を除き、払戻しはいたしません。なお、出資金の払込みにかかる銀行振込手数料はお客様にご負担いただきます。

(5) 本ファンド持分に係る契約期間

本匿名組合契約の締結日から 2031 年 9 月 30 日まで。

(注) 本契約期間中の解約（換金）はできません。投資対象の運用状況等を勘案し、やむを得ない場合には、本匿名組合契約の契約期間を 1 年間延長すること、これを無制限に回数延長する場合があります。または、契約期間より前に本匿名組合契約を終了する場合があります。または解約金の支払いが遅延する可能性があります。

(6) 解約の可否

本匿名組合契約は、申込期間が終了した後は、前記「本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無」に記載の解除を除き、お客様の都合による解約はできません。

(7) 解約に係る手数料

該当ありません（本匿名組合契約は、前記「本匿名組合契約のクーリング・オフ及び申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無」に記載の解除を除き、お客様の都合による中途解約はできません。）。

(8) 譲渡に制限がある場合、その旨及び当該制限の内容

お客様は、営業者の事前の書面又は電子的手段による承諾無く、本ファンド持分を譲渡し、又は担保に差し入れるなど、いかなる処分も行うことができません。

(9) 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定め

該当ありません。

(10) 出資対象事業に係る財産に対するお客様の監視権の有無及びお客様が当該監視権を有する場合は、その内容

お客様は、商法第 539 条に基づいて、営業者に対して、本営業に係る業務及び財産の状況を調べることができます。なお、業務及び財産の状況についてはお客様ご自身で判断を行う必要があります。

また、お客様は、営業者から、各計算期間の最終日の属する月の翌々月末日までに、本匿名組合契約第 11 条第 2 項各号の情報を記載したファンド報告書（一般社団法人第二種金融商品取引業協会が定める「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第 24 条第 1 項に定める情報を含みます。）を、本サービスを通じて交付を受けます。但し、当該ファンド報告書面について、公認会計士又は監査法人による外部監査は行われません。

(11) 出資対象事業に係る財産の所有関係

本営業に係る財産の所有権は全て営業者に帰属し、お客様はこれに関して持分又は所有権その他いかなる権利も有しません。

(12) お客様の権利及び責任の範囲に関する事項

①お客様は、営業者に対して、商法第 539 条に基づいて、本営業に係る財産の状況を確認することができます。

②本営業に係る財産の所有権は、全て営業者に帰属し、お客様はこれに関して持分又は所有権その他いかなる権利も有しません。

③お客様は、自ら直接第三者に対して責任を負うことはありません。お客様は、営業者との本匿名組合契約に関して、本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみ、責任を負います。

④お客様が本匿名組合契約に基づいて取得される本ファンド持分は、商法第 535 条に規定される匿名組合契約に基づく出資持分です。お客様は、本匿名組合契約に基づき、本営業から生ずる利益について、その分配を請求する権利を有しております。

(13) 出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合のお客様の損失分担に関する事項

本営業に係る財産が損失により減じた場合には、本匿名組合契約に基づいてお客様に出資いただいた本匿名組合員出資金の額を限度として、当該損失にお客様の出資割合を乗じて得られる減額相当額を分配します。

(14) 出資対象事業持分の内容

お客様が本匿名組合契約に基づいて取得される本ファンド持分は、商法第 535 条に規定される匿名組合契約に基づく出資持分です。お客様は、本匿名組合契約に基づき、本営業から生ずる収益について、その分配を請求する権利を有しております。又、本匿名組合契約の終了時点において本営業に係る残余財産の分配を請求する権利を有しております。

13 出資対象事業の運営に関する事項

(1) 内容及び運営の方針

お客様が出資する対象事業は、営業者による有価証券等への投資事業になります。営業者は、本営業の遂行のため、運用会社との間で投資一任契約を締結し、お客様から出資いただいた金銭を原資とする有価証券等による運用の権限を運用会社に委託し、有価証券等の運用成果に基づく収益を原資としてお客様に分配することを目的とします。営業者は、投資先ファンドへの出資を目的とします。営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を善良なる管理者の注意をもって適正に運営して参ります。

(2) 組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制に関する事項

① 組織

本組合は、商法第 535 条以下に定める匿名組合契約によって成立する組合であり、匿名組合契約とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資し、相手方がその営業から得られる利益又は損失を匿名組合員に分配することを約する契約です。本営業は営業者が運営し、営業者が運用会社へ運用権限を委託する方法をもって有価証券投資等の営業を行います。

② 内部規則

本営業は、本匿名組合契約の規定にしたがって運営されます。

③ 本営業に関する意思決定に係る手続

本営業に関する意思決定は営業者の判断によって行われます。

④ 出資対象事業の運営体制

イ) 有価証券等の投資業務に係る体制

営業者が運用会社へ運用権限を委託する方法をもって行います。

ロ) 投資金額の回収、及び分配に係る体制

営業者に対して運用会社が運用指図を行うこととします。

⑤ 運用会社の概要

商号：TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

本店所在地：東京都港区虎ノ門 4-3-1

城山トラストタワー36 階

登録番号等：（投資運用業者）

関東財務局長（金商）第 384 号

設立年月日：1998 年 7 月 31 日

資本金：1 億円

代表者：代表取締役 バロック・ステファン・ジャスティン

主な業務：第二種金融商品取引業、投資運用業

(3) 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

商号、名称又は氏名：A R K 1 合同会社

代表者：一般社団法人国際投資基盤機構

職務執行者：高橋法彦

資本金：200,000 円

役割：本ファンド持分の発行及び本営業の運営

関係業務の内容：匿名組合、投資事業有限責任組合その他これらに類する国内外の
ファンド財産の運営、運用及び管理

設立年月日：2026 年 5 月 1 日

資金使途：運用会社に対し有価証券等による運用権限を委託の上、運用会社において有価証券等の投資運用活動に使用すること、その他出資対象事業に係る営業者の運営に使用します

(4) 出資対象事業持分の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容
前項 (3) に同じです。

(5) 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針

- ① 営業者は、各計算期間の末日において、本（5）の定めに従って、当該計算期間に発生した本営業の利益及び損失（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失をいいます。以下同じ。）を、出資比率に応じて各本匿名組合員に（但し、営業者に分配すべき場合には営業者に）分配するものとします。
- ② 営業者は、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、各計算期間の末日において、各本匿名組合員に対し、出資比率に応じて当期利益を分配するものとします。但し、③に基づき本匿名組合員に分配された損失累計額の残高がある場合には、まず当該損失累計額に達するまで当期利益をもって充当し（但し、営業者が③に基づき負担している損失がある場合には、まず当該損失額に達するまで当期利益を充当した上で、その余があれば、本匿名組合員に分配された損失累計額に充当するものとします。）、その後、本匿名組合員に残余の当期利益を分配するものとします。
- ③ 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、各計算期間の末日において、各本匿名組合員に対し、出資比率に応じて当期損失を分配するものとします。但し、本匿名組合員に分配する当期損失の累積額は出資金総額の残高を限度とし、当該累計額が出資金総額の残高を超過する場合は、当該超過分の損失は営業者が負担するものとします。
- ④ 営業者は、各計算期日の末日から翌々月の末日（但し、同日が営業日でない場合はその前営業日とします。）までの間で、営業者が裁量により指定する日（以下「金銭分配日」といいます。）に、金銭分配日において本分別管理用預金口座に残存する金額から、営業者が留保すべきと合理的に判断した金額を控除した残額を原資に、営業者の裁量により、各本匿名組合員に対して、前各項に基づき当該本匿名組合員に分配された利益の金額を上限として、出資比率に応じて支払うものとします。

(6) 事業年度、計算期間その他これに類する期間

本営業の計算期間は毎年5月1日から10月31日まで及び11月1日から翌年4月30日までとします。但し、最初の計算期間は本匿名組合の締結日からその直後の10月31日までとし、最後の計算期間は当該計算期間の開始日から本匿名組合契約の終了日までとします。

(7) 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項

① 営業者報酬

該当はありません。

② その他の費用

前記「手数料、報酬、諸費用その他の本匿名組合契約に関してお客様が支払うべき対価に関する事項」に記載の手数料、報酬、諸費用をお支払いいただきます。

③ 租税の徴収

お客様及び営業者は、お客様と営業者の間における取引に関して、各自に課される租税の全て（お客様に対する利益の分配に課される税金を含む。）につき、各自が負担するものとします。なお、お客様は、適用ある租税の規定に従い、お客様に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を、営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。

(8) 分別管理の方法

営業者は、お客様の出資金、投資した有価証券等から得られる収益分配金等を、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別に下記分別管理用預金口座に預金し、分別管理いたします。

営業者は、お客様の出資金その他本営業に係る財産を、その他の匿名組合事業に関する出資金等と適切に区分して経理処理します。

なお、投資先ファンドへの出資に際し、別途開設する営業者の外貨建て分別管理用預金口座を経由して投資先との資金の授受を行う場合があります。その場合の外貨建て口座の詳細については、口座開設完了後、速やかに投資家の皆様にお知らせいたします。

（分別管理用預金口座）

銀行名：三井住友銀行（0009）

支店名：日比谷支店（632）

預金種類：普通預金

口座番号：9495330

口座名義：A R K 1 合同会社（組合口）

(9) 分別管理の実施状況及び私募取扱業者が当該実施状況の確認を行った方法

① 実施状況

営業者は、各計算期間に分別管理の実施状況の確認を予定しております。本分別管理用預金口座への出資金の払込みを受け次第、前記記載の方法による分別管理を実施いたします。

② 実施状況の確認方法

当社は毎月末日、営業者が本分別管理用預金口座（外貨建て分別管理用預金口座を開設した場合には当該外貨建て分別管理用預金口座を含みます。）の入出金状況を確認するなどして、分別管理がなされていることを確認します。

(10) 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、次に掲げる者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

① 当該有価証券の発行者

商号：InvestX Series (PROM-U1 (QP)), a Series of InvestX Master LLC

役割：本匿名組合の出資対象となる LLC 持分（Limited Liability Company Interests）の発行者

関係業務の内容：主として非上場の成長企業（ポートフォリオ・カンパニー）が発行する株式、債券、ローン、SAFE その他の有価証券等への投資を行う投資ファンドです。投資先への投資は、直接又は他の投資ビークル等を通じて行われる場合があります。

②出資対象事業持分の発行者に掲げる者から金銭その他の財産の運用又は保管の委託を受ける者

出資対象事業持分の発行者である営業者は、本組合の有価証券運用を行うにつき、上記のとおり、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社に、本組合の運用権限を委託します。

当該有価証券の発行者である InvestX Series (PROM-U1 (QP)) は、投資運用業務を InvestX Asset Management LLC に委託します。

14 出資対象事業の経理に関する事項

(1) 貸借対照表

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(2) 損益計算書

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(3) 出資対象事業持分の総額

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(4) 発行済みの出資対象事業持分の総数

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(5) 配当等の総額

お客様に対する利益配当の総額は、契約期間終了時における投資有価証券等の売却等による処分によって決定され、お客様に対する配当額は、お客様の出資割合に従って決定されることになります。

(6) 配当等の支払方法

営業者は、各計算期日の末日から翌々月の末日（但し、同日が営業日でない場合はその前営業日とする。）までの間で、金銭分配日に、金銭分配日において本分別管理用預金口座に残存する金額から、営業者が留保すべきと合理的に判断した金額を控除した残額を原資に、営業者の裁量により、各本匿名組合員に対して、当該本匿名組合員に分配された利益の金額を上限として、出資割合に応じて支払うものとします。

(7) 出資対象事業に係る財産の分配が、契約期間の末日以前に行われる場合は、当該分配に係る金銭の支払方法

該当はありません。

(8) 配当等に対する課税方法及び税率

本契約に基づく利益の分配に関しては、当該金額の 20.42%が税法に基づきお客様の雑所得として源泉徴収されます。そのため、実際にお客様に支払われる金額は、

当該分配額から源泉徴収分を控除した後の金額となります。但し、税率は本書面作成日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。お客様が法人の場合には、法人の国内所得として、また、個人である場合には個人の所得として税金の申告をお客様各自で行う必要があります。詳細は「6 本契約に関する租税の概要」をご覧ください。

(9) 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(10) 自己資本比率及び自己資本利益率

新規の募集となりますので、現時点では該当するものはございません。

(11) 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合は、当該有価証券に関する事項

①発行地又は金融商品取引所その他これに準ずるものが所在する地域ごとの銘柄、当該有価証券が株券である場合にあっては、当該株券の発行者の業種、数量、金額(簿価の総額及び時価の総額又は評価額の総額をいう。)並びに当該有価証券が債券である場合にあっては、利率及び償還金額名称及び発行地

名称：InvestX Series (PROM-U1 (QP))

発行地：米国

②金額の評価方法

InvestX Series (PROM-U1 (QP))が保有する有価証券については、流通市場における時価が存在しないため、原則として取得原価により評価します。したがって、当該有価証券の価値の上昇又は下落が直ちに評価額に反映されない場合があります。有価証券の売却その他の処分が行われた場合には、その売却価額等に基づき評価額を算定します。

③本有価証券の評価金額が本営業の総額に占める割合

新規の募集となりますので確定しておりませんが、総額に対して概ね 90%～99%を

①の銘柄が占める方針と致します。

(12) 運用財産相互間取引の禁止の適用除外

運用者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 128 条第 1 号若しくは第 3 号若しくは第 129 条第 1 項第 1 号若しくは第 6 号に掲げる行為又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 10 号ハ(1)若しくは(2)に掲げる行為に該当するものを除き、自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産(金融商品取引法第 35 条第 1 項第 15 号に規定する運用財産をいう。)との間における取引を行うことを内容とした運用を行うことができません。

以上

別紙：特定のリスク要因

※本書中の『メンバー』とは、本ファンドに直接出資する主体（ARK1 合同会社）を指し、個々の組合員を指すものではありません。

■ リスク要因

本ファンドへの投資には重大なリスクが伴います。本ファンドへの投資は、投資額について直ちに流動性を必要とせず、その全部または相当部分を失う可能性を理解したうえでこれに耐えることのできる、十分な資力と高度な知識・経験を有する投資家にのみ適しています。いかなるリターンが実現することについても、また出資元本の返還を受けることについても保証はありません。

さらに、予定投資家は、本ファンドのストラクチャーおよび運営に関連し、マネージャーおよびその関係会社が潜在的な利益相反に直面する場合があることを認識しておく必要があります。本ファンドとマネージャーおよびその関係会社との間の契約・取決め（本ファンドがマネージャーまたは InvestX Markets LLC を含むその関係会社に支払う報酬を含みます。）は、いずれも独立当事者間の交渉（アームズ・レングスの交渉）を経て定められたものではありません。したがって、予定投資家は、本ファンドへの投資を行う前に、以下を含む諸要因を慎重に検討する必要があります。

投資リスク

ポートフォリオ・カンパニー証券に関連するリスク

ベンチャーキャピタル投資には大きな利益を得る機会がある一方、高度な事業上・財務上のリスクを伴い、多額の損失につながる可能性もあります。ポートフォリオ・カンパニーの状況や見通しについては、公に入手できる情報がほとんど、あるいは全く存在しない場合があります。マネージャーによる投資判断の多くは非公開情報に依拠せざるを得ず、完全な情報を得られないまま、あるいは検証が困難な第三者提供情報に基づいて判断を行うことが求められる場合があります。各投資の市場性・価値は、マネージャーの支配が及ばない多数の要因に左右されます。

ポートフォリオ・カンパニーは、四半期ごとの業績が大きく変動し、激しい競争にさらされ、事業のどの段階においても失敗し、あるいは価値が大幅に下落する可能性があります。テクノロジー企業をはじめとする新興成長企業の公開市場は極めて変動が大きく、こうした変動はポートフォリオ・カンパニーの成長、本ファンドが投資を処分できるかどうか、そして売却・分配時点における投資証券の価値に悪影響を及ぼしかねません。とりわけ、新規株式公開（IPO）に対する公開市場の受容度は時期によって大きく変わります。事業として順調なポートフォリオ・カンパニーであっても、適切なタイミングで IPO を実現できなければ、投資リターンが振るわない結果となることです。

あります。ポートフォリオ・カンパニーが IPO を成功裏に完了すること、またそれが市場に好意的に受け入れられることについて、保証はありません。

たとえポートフォリオ・カンパニーが公募を実現したとしても、その証券には契約上の「ロックアップ」や証券法上の制限その他の制限が課される場合があります。本ファンドやメンバーが相当期間にわたり当該証券を処分できないまま、その間に投資価値が大きく下落する可能性もあります。同様に、潜在的な買収者のポートフォリオ・カンパニーへの関心は時間とともに変化するため、合併・統合その他類似の取引により投資が処分された場合であっても、本ファンドが存続会社において取得する株式・証券その他の持分に市場性がないことがあります。ポートフォリオ・カンパニーへの投資が公募、合併、買収その他の方法により流動化事由に至る保証はありません。

本ファンドによる投資は一般に流動性が低く評価が難しいうえ、いったん投資した後にそれを保護する担保もほとんど、あるいは全く存在しません。投資時点で、ポートフォリオ・カンパニーには成功に必要な要素（実証済みの技術、市場性のある製品、経営陣の陣容、戦略的提携など）の一部が欠けている場合があります。また、事業の失敗、経営陣の交代、事業拡大に伴う課題など、重大な運営・財務リスクに直面する可能性もあります。投資は長期的な性質を持つことが多く、当初投資から処分まで何年も要する場合があります。

受動的投資に関連するリスク

本ファンドは受動的な戦略によりベンチャーキャピタル投資を行います。ベンチャーキャピタル投資はすべて投機的な性質を持ち、元本の一部または全部を失う可能性があります。マネージャーはポートフォリオ・カンパニーの日常的な経営について支配権を持ちません。

デラウェア州シリーズ型有限責任会社を通じて投資することに内在するリスク

デラウェア州法上、有限責任会社（LLC）は個別のメンバーシップ持分の「シリーズ」から構成することができます。本ファンドは、デラウェア州の有限責任会社である InvestX Master LLC（以下「マスターLLC」）の一シリーズとして設立された、いわゆる Series LLC（シリーズ型 LLC）です。

各シリーズは実質的に独立した事業体として扱われることが意図されており、あるシリーズの債務・負債・義務・費用は、他の各シリーズおよび Series LLC 自体から隔離されることが予定されています。各シリーズは独自の資産を保有し、独自のメンバーを擁して独自の事業を営み、異なる事業目的を追求することができる一方、他のシリーズの資産を追及しようとする、あるいは他のシリーズに対して請求を行おうとするメンバー・債権者・訴訟当事者の請求からは隔離されることが予定されています。

もっとも、Series LLC という形態には一定の不確実性が残ります。たとえば、各シリーズの資産・負債の法的分離については、これまで裁判所で十分に検証された例がありません。デラウェア州法はシリーズ間の法的分離を規定していますが、他州・他の法域、あるいは破産裁判所等の他の種類の裁判所がこの分離を認めるかどうかは不明です。そのため、デラウェア州の Series LLC が各シリーズの資産・負債について明確に分離した記録を維持し適切に運営されていたとしても、他の法域の裁判所がデラウェア州法上の法的分離を認めないと判断する可能性があります。

また、IRS（米国内国歳入庁）が Series LLC の分離を税務上どのように扱うかについても不確実性があります。IRS は、あるシリーズの納税義務をマスター事業体または他のシリーズに負わせる権利を留保しており、各シリーズの税務上の取扱いが明確になっていません。あるシリーズの債務・負債その他の義務を理由に、他のシリーズに対して措置が講じられる可能性もあり、マスター LLC の各シリーズが独立した事業体として扱われない場合には、本ファンドに重大な影響が及びます。

さらに、銀行等、Series LLC と取引する第三者が、そのシリーズとの取引に不慣れであったり、これに抵抗を感じたりする場合があります、事業遂行コストが増加する可能性があります。マネージャーは各シリーズの記録を他のシリーズおよび Series LLC 自体の記録と分離して保管するよう努めますが、Series LLC 名義の単一の銀行口座を使用する場合もあります。

監査済財務諸表について

本ファンドは、メンバーに対して年次の未監査財務報告書を提供します。

利益または分配の保証について

本ファンドは、スタートアップ、アイデア、技術など、実績が確立していない企業へのフォローオン投資を行い、それを管理して投資家に相当なリターンをもたらすという戦略を採っていますが、その成否は不確実であり、成功する可能性は高くありません。能力と誠実さを備えた運営者による組織であっても、この種の投資を成功裏に実行・管理・回収できないことは珍しくありません。本ファンドの投資が利益を生むこと、あるいはメンバーへの分配が行われることについて保証はありません。投資の市場性・価値は、本ファンドの支配が及ばない多数の要因に左右されます。本ファンドの費用が収益を上回る場合もあり、その結果メンバーが拠出元本の全額を失う可能性もあります。

IPO その他の流動化事由の保証について

ポートフォリオ・カンパニー証券への投資には利益を得る機会がある一方、多額の損失を生じさせかねない高度な事業上・財務上のリスクと不確実性が伴います。ポートフォリオ・カンパニー証券

について、現時点で公開市場は存在せず、将来 IPO その他の流動化事由が実現する保証もありません。

ポートフォリオ・カンパニーの経営陣・取締役会は、IPO その他の流動化事由の是非について、メンバーやマネージャー、あるいは第三者ファンドのマネージャーとは異なる見解を持つことがあります。本ファンドおよび第三者ファンドは、ポートフォリオ・カンパニー証券の価値・流動性を左右するこうした経営陣・取締役会の判断に依存せざるを得ません。ポートフォリオ・カンパニーが本ファンドの存続期間終了までに流動化事由を迎えない場合、マネージャーはオペレーティング・アグリーメントの定めに従い、その裁量で本ファンドの存続期間を延長するか、ポートフォリオ・カンパニー証券または第三者ファンドの証券について代替的な流動化・処分手段を検討することができます。

ポートフォリオ・カンパニーの証券から得られる利益の制限について

本ファンドが直接・間接に取得するポートフォリオ・カンパニーの証券には、取得するクラス・シリーズに応じて異なる権利・制限が付されることがあります。清算優先権や利益上限が異なる場合もあり、これにより本ファンドが当該証券への投資から得られる利益や、その評価額が制限される可能性があります。

普通株式

本ファンドは、直接または第三者ファンドを通じて間接に、ポートフォリオ・カンパニーの普通株式を保有する場合があります。普通株式には通常、清算優先権、議決権、取締役会代表権、希薄化防止保護のいずれも付与されません。ポートフォリオ・カンパニーの売却、合併、資本再編、破産の際には、債権者・優先株主への支払い後になお普通株主に残る金額は減少し、あるいはゼロとなる場合があります。そのため、本ファンドの投資には重大な価値毀損、あるいは全損のおそれがあります。

ポートフォリオ・カンパニーが「レイターステージ」にある、あるいは流動化事由に近いと評価されている場合であっても、本ファンドが、直近の優先株による資金調達ラウンドで機関投資家に付与されたものと同等の権利・優先権・保護を得られる保証はありません。多くの場合、本ファンドが取得できるのは普通株式のみであり、これは構造上劣後する持分であって、優先株主が通常享受する経済的な保護を欠きます。

多くのレイターステージの非公開会社では、優先株式に任意転換権が付されており、保有者は IPO その他のエグジット時に普通株式へ転換して経済条件を最適化できます。これに対し、普通株式を保有する本ファンドはこうした転換に伴う利益を一切受けられず、上位証券の保有者の判断に拘束

されます。その結果、ポートフォリオ・カンパニーが成長の進んだ段階にあるように見えても、本ファンドは、それに見合う上方の利益や下方への保護を伴わないまま、アーリーステージの株式と同様のダウンサイドリスクを全面的に負うことになりかねません。

SAFE を通じた投資

前記第 II 節「主要条件の概要」に記載のとおり、本ファンドは Simple Agreement for Future Equity (SAFE) を通じてポートフォリオ・カンパニーに投資する場合があります。SAFE は、価格の設定された株式調達や買収・IPO 等の流動化事由といった特定の将来事象が生じた際に株式へ転換する転換型の投資商品です。SAFE は、現時点での株式所有権、配当権、議決権、ガバナンスへの参加権のいずれも付与しません。返済請求権もなく、利息も発生せず、満期日也没有せん。SAFE は株式と同程度のリスクを負う一方で、通常の株式投資家・債権投資家に認められるガバナンス権や清算時の保護を欠いています。

SAFE は現時点での所有権や債権者としての地位を表すものではなく、高度に投機的かつ流動性の低い商品であり、次のようなリスクを伴います（ただし、これらに限られません）。

- **転換の保証がないことについて：** 適格な資金調達や流動化事由が生じなければ、SAFE は一度も株式に転換されない可能性があります。その場合 SAFE は無価値となり、本ファンドは投資額の全額を失うおそれがあります。転換された場合も、同一ラウンドで機関投資家に発行される株式とは異なる権利・優先権・特権を持つ別シリーズの優先株式（例：「SAFE Preferred Stock」）となり、当該株式に劣後することがあります。
- **満期日または返済義務がないことについて：** SAFE は通常、債務商品ではなく、満期日も、元本・利息を返済する義務も、債権者保護も伴いません。そのため本ファンドのような投資家は、元本の返還を求めることができません。
- **劣後性および構造上のリスク：** SAFE は、債務その他の上位証券に劣後し、再編または支払不能の場合には大きく劣後する可能性があります。
- **支配権・権利の欠如：** SAFE が未転換のまま存続する間、本ファンドはポートフォリオ・カンパニーについて議決権またはガバナンス権を一切有しません。また、配当、情報提供権その他通常の株主保護を受ける権利も有しません。
- **希薄化リスク：** 転換時に、SAFE が、後続投資家または既存株主と比較して著しい希薄化を生じさせる評価額で株式へ転換される場合があります。
- **転換条件は発行会社が支配：** 評価上限、ディスカウント、トリガー事象の定義など、転換の時期・条件はポートフォリオ・カンパニーが単独で決定し、本ファンドに不利な形で組成・解釈

される場合があります。ポートフォリオ・カンパニーがSAFEの条件を変更したり、より有利な特徴を持つ後続商品を発行したりすることもあります。

マネージャーは、SAFEがポートフォリオ・カンパニーの将来の株式へのエクスポージャーを得る一つ的手段になり得ると考えていますが、予定メンバーは、こうした商品が複雑で高リスクかつ投機的であることを理解しておく必要があります。SAFEへの投資が将来株式に転換されること、リターンを生むこと、あるいは元本が保全されることについて、保証はありません。

先渡契約リスク

本ファンドは、先渡契約その他の繰延決済の取決めを通じて、ポートフォリオ・カンパニーの証券に投資し、あるいはそのエクスポージャーを取得する場合があります。先渡契約には、カウンターパーティーの債務不履行、法的執行可能性、取引日から決済日までの間の原資産価値の変動など、さまざまなリスクが伴います。

とりわけ、先渡契約のカウンターパーティーが原資産である証券を引き渡さない、あるいはその他の義務を履行しない場合、本ファンドは予定していた投資を完了できず、元本または投資機会を失う可能性があります。先渡契約には通常担保が設定されないため、カウンターパーティーが債務不履行に陥っても、本ファンドがその資産に求償できない場合があります。

また、先渡契約の経済条件には、原資産である証券の現在の市場価格に対するプレミアムやディスカウントが反映されることがあり、これらは市場の変動性、金利、会社評価額の変化に応じて変わり得ます。本ファンドが最終的に合意価格で証券を取得できること、あるいは決済時点の証券価値が当該価格以上であることについて、保証はありません。

さらに、先渡契約では決済までの間、本ファンドが所有権を取得できず議決権・情報提供権も持たないため、ポートフォリオ・カンパニーの事業や資本構成の変化への対応力が制限される可能性があります。

ポートフォリオ・カンパニーの経営陣および第三者ファンドの第三者マネージャーへの依存

本ファンドは、ポートフォリオ・カンパニーや第三者ファンドの日常的経営に積極的に関与しません。ポートフォリオ・カンパニーや第三者ファンドの上級経営陣の業績が振るわない場合、あるいは主要な経営者が退職した場合、本ファンドの投資に悪影響が及ぶ可能性があります。本ファンドのリターンは、こうした本ファンドと無関係な個人の業績に大きく依存しており、ごく少数の者の不振によっても大きな悪影響を受けかねません。

投資資本の利用可能性

ポートフォリオ・カンパニーは、成熟段階に達するまでに複数回の資本注入を必要とする可能性が高いと考えられます。本ファンドおよび共同投資家が、必要なフォローオン資金の全部または一部しか提供できない場合、第三者からの資金調達が必要となることがあります。追加の資金調達源が確保できること、また確保できた場合に本ファンドに有利な条件となることについて、保証はありません。

さらに、本ファンドの資本には限りがあり、ポートフォリオ・カンパニーが複数回の資金調達を行うことによる希薄化から本ファンドを十分に保護できない場合があります。後続の資金調達ラウンドに参加するための資本が本ファンドになく、参加できない場合、ポートフォリオ・カンパニーおよび本ファンドの投資価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

長期投資

現在、本持分について公開市場は存在せず、将来にわたっても形成される見込みはありません。本持分は、マネージャーの事前の書面による同意なく、譲渡、移転または担保設定することができません。したがって、メンバーは投資を換金できない場合があります、長期間にわたり本持分を保有するリスクを負う覚悟が必要です。本持分は、米国証券法、また各メンバーの居住する州や法域の証券関連法（いわゆる「ブルースカイ法」を含みます。）のもとで登録されるものではありません。本持分を譲渡できないことにより、相続や資産承継の計画において利用できる戦略が制限される場合があります。

第三者ファンドを通じた間接投資

本ファンドが一つまたは複数の第三者ファンドを通じてポートフォリオ・カンパニー証券に間接投資する場合、本ファンドは通常、当該第三者ファンドの受動的なリミテッド・パートナーまたはメンバーとして加入することになり、議決権やガバナンス権、投資・処分判断への関与権を持たず、第三者ファンドやそのマネージャーから報告・最新情報その他の情報を受け取る契約上の権利も持ちません。

この場合、本ファンドはポートフォリオ・カンパニーに対する直接の法的持分を持たず、証券の処分や流動化事由の時期・方法・条件について、第三者ファンドのマネージャーの判断に全面的に依存することになります。その結果、本ファンドは投資対象について得られる情報が限られ、価値や流動性に影響を及ぼす重大な事象が生じて、対応できない場合があります。

ポートフォリオ・カンパニーに買収、IPO、セカンダリー取引などの流動化事由が生じた場合、第三者ファンドのマネージャーはその単独の裁量により、(i) ポートフォリオ・カンパニー証券を現物で本ファンドに分配する、(ii) 手取金や証券を無期限に留保する、(iii) 現金分配を遅延または条件付きで行う、といった対応を取ることができます。本ファンドには、こうした分配を早めたり内容を指示したりする権限はありません。したがって、メンバーへの分配があるとしても、その時期・形態はいずれも、本ファンドが支配・影響を及ぼせない第三者の判断に全面的に依存しており、重大な不確実性を伴います。

さらに、本ファンドの存続期間は第三者ファンドのライフサイクルによって大きく左右される場合があります。第三者ファンドのマネージャーがその存続期間を延長したり、分配を遅らせたり、清算したりすることに、本ファンドは一切関与できません。本ファンドのオペレーティング・アグリーメントに基づき、本ファンドのマネージャーもこうした遅延に合わせて本ファンドの存続期間を連続して延長することができ、第三者ファンドの存続期間や手取金の分配可能性に対応するため、場合によっては無期限に延長することもあります。前記第Ⅱ節「主要条件の概要－運用手数料」のとおり、運用手数料は本ファンドの存続期間中、年率 1.0%で発生し続けます。

本ファンドには、第三者ファンドのマネージャーを解任・交代させ、あるいはこれに影響を及ぼす権限が一切なく、ポートフォリオ・カンパニーの状況・評価額・動向について、継続的な情報をほとんど、あるいは全く得られない場合があります。こうした要因により、流動性の欠如が長期化し、評価額が毀損し、あるいは投資額が全損となる可能性がある一方、メンバーが利用できる救済手段や情報は限られます。

本ファンド自身の手数料・費用に加え、本ファンド（したがって間接的にはメンバー）は、投資先の第三者ファンドが課す追加の手数料・費用（運用手数料、成果報酬、販売手数料その他の運営コストなど）を負担する可能性が高いと考えられます。その結果、メンバーは手数料の重層的な負担を負い、投資全体のリターンが大きく低下する可能性があります。

第三者ファンドの手数料・費用は、本ファンド自身の運用手数料、セットアップ手数料、サービス手数料、ブローカー手数料、管理費用その他の運営関連費用に加えて発生します。本ファンドは通常、第三者ファンドが課す手数料を支配できず、その水準は第三者ファンドの種類、投資戦略、募集条件によって大きく異なります。第三者ファンドの手数料を含めた本ファンドへの投資総コストは、こうした第三者ファンドを介さずにポートフォリオ・カンパニーに投資する、あるいはより有利な手数料体系を持つ他の投資手段と比べて、高くなる場合があります。

本ファンドの経営

メンバーには、本ファンドの経営に参加する権利も権限もありません。したがって、投資・処分判断を含む本ファンドの日常業務を支配する機会はありません。また、メンバーは、マネージャーが入手し得るポートフォリオ・カンパニーの詳細な財務情報その他の秘密情報を受け取ることもありません。したがって、本ファンドの経営のすべてをマネージャーに委ねる意思のない者は、本持分を購入すべきではありません。

マネージャーへの依存に内在するリスク

マネージャーは、本ファンドに損失を生じさせる推奨や判断を行うことがあります。マネージャーが常に適切な判断を行い、本ファンドに利益をもたらす投資結果を実現することについて、保証はありません。

限定的な情報

ポートフォリオ・カンパニー証券（オペレーティング・アグリーメントに定義されます。）に関して、メンバー、本ファンド、マネージャーおよびその関係会社に提供されている情報、および今後提供される情報は限定的です。本ファンド、マネージャーおよびその関係会社のいずれも、公に入手可能な情報の真実性を検証することができず、当該情報が完全・正確であること、またはポートフォリオ・カンパニー証券を正しく反映していることについて、表明・保証を行いません。

本持分の購入に関する投資判断は、公に入手可能な情報に基づく投資家自身によるポートフォリオ・カンパニー証券の評価のみに基づいて行われなければなりません。当該公表情報には、通常の投資判断であれば必要とされる情報が含まれていない、あるいはほとんど情報自体が存在しない場合があります。投資を検討する投資家は、（i）ポートフォリオ・カンパニー証券に関して公衆（マネージャーを含みます。）や投資家自身が認識していない事実・事情が存在するリスク、および（ii）投資家が依拠する公表情報が不正確であると判明するリスクがあり、その結果として投資額の一部または全部を失う可能性があることを認識する必要があります。マネージャーは、ポートフォリオ・カンパニー証券に関して提供される情報の正確性・完全性について、いかなる責任も負いません。

非支配的投資

本ファンドは通常、ポートフォリオ・カンパニーの非支配的持分を保有するにとどまり、投資をより良く保護・管理するために取締役会の行動を指示する能力は、限定的であるか、あるいは全くありません。

本ファンドの登録

本ファンドは、投資会社法第 3(c)(1)条または第 3(c)(7)条の適用除外に基づき、投資会社法上の登録を行わない予定です。投資会社法は投資家に一定の保護を与え、登録投資会社に一定の制限（負債を負う能力の制限など）を課しますが、これらはいずれも本ファンドには適用されません。

マネージャーは、1934 年証券取引所法（以下「取引所法」）に基づくブローカー・ディーラーとして、また Financial Industry Regulatory Authority (FINRA) に登録されておらず、そのため取引所法および FINRA 規則が定める記録保存義務や具体的な業務慣行に関する規定の適用を受けません。本ファンドおよびその法律顧問は、将来の状況変化や法改正により、本ファンドが投資会社法その他の重い規制の対象とならないことを保証することはできません。

マネージャーについて

マネージャーおよびその関係会社は、1940 年米国投資顧問法に基づき州または SEC に登録された投資顧問業者ではありません（ただし、マネージャーは将来登録を求められる可能性があります。）。マネージャーは 1940 年米国投資顧問法（以下「投資顧問法」）上の Exempt Reporting Adviser（適用除外報告投資顧問業者）であり、SEC に投資顧問業者として登録されていません。

Exempt Reporting Adviser として、マネージャーが受ける規制監督は、完全に登録された投資顧問業者と比べて限定的です。具体的には、カストディ、コンプライアンス・プログラム、記録保存、広告、一定の受託者基準など、登録投資顧問業者であれば適用される投資顧問法上の多くの実体的規定や主要な投資家保護規則に従う義務を負いません。

その結果、本ファンドの投資家は、登録投資顧問業者の顧客が通常受ける法的保護・開示のすべてを享受することはできません。マネージャーの運営・方針・手続が、完全登録の場合に求められる水準に適合することについて、保証はありません。

さらに、マネージャーは米国外を拠点としており、本国の法令・規制の適用を受けませんが、その規制枠組みは、執行手段、投資家保護、救済手段へのアクセスの点で米国基準と大きく異なる場合があります。投資家は、紛争や不正行為が生じた場合に、マネージャーが外国法域に所在することが本ファンドのガバナンス、監督、法的救済に及ぼし得る影響を考慮する必要があります。

税務リスク

本ファンドへの投資には、メンバーごとに異なる複雑な米国連邦所得税上の考慮事項が伴う場合があります。一定の状況では、本ファンドが当該年度に純利益を全く計上していない場合や、純利益額が課税所得額を下回る場合であっても、メンバーは米国連邦所得税上、当該課税年度に課税所得

を認識するよう求められることがあります。さらに、本ファンドから当該税額を賄うのに十分な分配を受けないまま、米国連邦所得税債務を負担する可能性もあります。

本ファンドの活動に関連して課税されるメンバーは、本ファンドの課税所得のうち自己の配分持分について納税する責任を負います。本ファンドがこうした税を賄うための現金を保有すること、あるいは適時に分配を行うことについて、保証はありません。したがって、メンバーは、本ファンド以外の資金源から現金を用意し、自己の配分持分に係る税を支払う必要が生じる場合があります。

これらに関連する一定のリスクは第 VII 節「法律および税務事項」に記載されており、申込者は同節を慎重に読む必要があります。本ファンドは IRS Form 1065 による年次情報申告書を提出し、マネージャーが必要と判断した場合、課税年度終了後に各メンバーへ Schedule K-1 の情報を提供します。もっとも、本ファンドが Form 1065 および Schedule K-1 の作成に必要な基礎税務情報を適時に受領できない可能性が高く、その場合、メンバーへの確定税務情報の提供が遅れることとなります。各メンバーは自らの所得税申告書を作成・提出する責任を負い、米国連邦・州・地方、非米国その他の所得税申告について、申告期限の延長申請が必要になることを想定しておくべきです。

税法

本ファンドの存続期間中、現行の税法・裁決・規則が変更されないという保証はありません。申込者は、本持分の購入に伴う税務上の帰結について、自らの税務アドバイザーに相談する必要があります。

源泉徴収税その他の税金

マネージャーは、本ファンドの投資目的を達成できるよう投資のストラクチャーを構成する予定ですが、本メモランダムにこれと異なる記載がある場合でも、いかなる投資ストラクチャーについても、特定の投資家にとって税務上効率的であること、あるいは特定の税務結果が実現することについて保証はありません。また、メンバーが納税義務を負う法域、または本ファンドが投資を行う法域の法令により、メンバーに税務報告義務が課される場合があります。申込者は、本ファンドへの投資に伴う自己の税務上の帰結について、自らの専門アドバイザーに相談する必要があります。さらに、本ファンドの投資リターンは、源泉徴収税その他の税金により減少する可能性があります。本ファンドが米国外で組成された法人その他の事業体の証券に投資する場合、これに関連してメンバーに配分される所得には米国外の源泉徴収税が課されることがあり、租税条約により軽減・免除される場合とされない場合があります。

機密情報

オペレーティング・アグリーメントには、本ファンドおよびポートフォリオ・カンパニーに関する専有情報その他の情報を保護するための秘密保持条項が含まれます。当該情報が公に開示された場合、本ファンドやポートフォリオ・カンパニーの競合他社などがこれを利用し、本ファンド、ポートフォリオ・カンパニー、マネージャー、そしてメンバーの経済的利益に悪影響が及ぶ可能性があります。

法律顧問について

メンバーの利益を代表する独立した法律顧問は選任されていません。メンバーの利益は、一定の点で本ファンドやマネージャーの利益と一致しない場合があります。そのため、投資予定者には、本ファンドの条件・規定その他関連するすべての文書について、自らの法律顧問に相談することを強く推奨します。

訴訟リスク

本ファンドはさまざまな訴訟リスクにさらされます。特に、本ファンドの投資期間中にポートフォリオ・カンパニーが財務上その他の困難に直面する可能性は相当程度あります。また、本ファンドが、過去の資金調達ラウンドで想定されていた評価額を下回る評価額で、ポートフォリオ・カンパニーの資金調達に参加することもあります。こうした活動（あるいは本ファンドやマネージャーの運営に関連するその他の活動）に起因して紛争が生じた場合、本ファンド、マネージャーまたはそのメンバーが被告として名指しされる可能性があります。多くの場合、本ファンドは、こうした紛争に関連してマネージャーやそのメンバーが負担した費用を補償します。直接的な費用に加え、こうした紛争はマネージャーの注意をそらし、本ファンドとポートフォリオ・カンパニーや他の投資家との関係を損なうなど、さまざまな形で本ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

本ファンド資産への遡及

本ファンドが行った投資や保有するポートフォリオ・カンパニーを含む本ファンドの資産は、本ファンドのすべての債務その他の義務の弁済に充てられます。本ファンドが債務を負った場合、その弁済を求める者は、当該債務を生じさせた投資に対応する特定の資産に限られず、本ファンドの資産全般に対して請求できる場合があります。したがって、本ファンドの投資に起因する債務によって、メンバーの本ファンド資産に対する持分が悪影響を受ける可能性があります。

事実に関する記載

本メモランダムに記載された一定の事実は、マネージャーが信頼できると判断したさまざまな情報源に基づいています。マネージャーおよび本ファンドはこれらの情報を独自に検証しておらず、その不正確性・不十分性について責任を負いません。とりわけ、マネージャーの経験・実績・技能・人脈その他の属性、あるいは本ファンドの将来の予想業績に関する記載を検証するために、法律顧問その他の第三者が起用されているわけではありません。

本メモランダムのすべての情報はマネージャーが誠実に提示したのですが、証券の評価額（明示・黙示を問いません。）が真の公正市場価値を反映していることについて保証はありません。通常であれば市場性のある証券であっても、市場の需要を大きく上回る、あるいは市場価格に影響を与えることなく売却できないほど大量に保有されている場合には、同様の留意が必要です。

本ファンドの存続期間中、マネージャーは本ファンドおよびポートフォリオ・カンパニーの状況・見通しに関する報告書その他の情報をメンバーに提供します。当該情報の内容・完全性・正確性に関するマネージャーの義務・責任は、専らオペレーティング・アグリーメントに従って定められます。

将来の結果の不確実性

本メモランダムには、一定の財務予測、見積り、その他の将来予測情報が含まれる場合があります。これらはマネージャーが業界での経験、および作成時点で合理的と考えた将来事象に関する事実・見解上の仮定に基づいて作成したものです。もっとも、これらの仮定が正確であること、予測・見積りされた財務その他の結果が実現すること、あるいは本ファンドが同様の結果を達成できることについて、保証はありません。過去の投資リターンは将来の成功を示すものではありません。

経営資源の配分

マネージャーはオペレーティング・アグリーメントの定めに従い、自らの裁量により、本ファンドをはじめとする自らの事業・業務に十分な時間を割くことに同意していますが、並行ファンドや後続ファンドを含む他の業務コミットメントとの間で、経営資源の配分をめぐる利益相反が生じる可能性があります。

その他の投資ファンド

マネージャーは、本ファンドと類似する投資戦略・目的を持つ他の投資ファンドを組成・運用することがあります。こうした活動にはマネージャーの時間と注意が必要となります。マネージャーが

新たに組成する投資ファンドが、本ファンドと同じ投資対象に注力し、投資機会をめぐって競合する可能性もあります。その場合、マネージャーはその単独の裁量により、誠実に公正・合理的と判断する基準に従って、本ファンドと他のファンドとの間で投資機会を配分します。

受託者義務の放棄；免責および補償

メンバーは、本ファンドとのあらゆる取引関係において、マネージャーの誠実な行動に依拠することになります。オペレーティング・アグリーメントは、多くの事項についてマネージャーに広範な裁量を認め、一定の不適切な作為・不作為についてマネージャーおよびそのメンバーの責任を免除する条項を含みます。アドミニストレイティブ・マネージャーは、その役割を理由として、注意義務や忠実義務を含め、本ファンドやいずれのメンバーに対していかなる受託者義務も負いません。これは当該義務がコモンロー、衡平法、制定法のいずれに基づくものであっても同様です。

メンバーおよび Covered Persons（対象者）は、本ファンドにおける自らの役割や、本ファンドの事業遂行に関連する自らの作為・不作為を理由として、本ファンドの最善の利益に適う、あるいはこれに反しないと合理的に信じて誠実に行動している限り、本ファンド、いずれのメンバーまたはこれらの関係会社に対して個人的責任を負いません。ただし、上訴不能の確定判決により、重過失、故意の不正行為または詐欺に主として起因すると司法上認定された作為・不作為については、この限りではありません。さらに、各 Covered Person は、オペレーティング・アグリーメントの定めるところにより、債務、判決、損失、損害、義務、請求、訴訟その他の手続について、本ファンドの資産から補償を受ける権利を有します。

分配金の返還

メンバーは、オペレーティング・アグリーメントに定める一定の制限に従い、本ファンドの補償義務の履行資金とするため、自己に分配された金額の返還を求められる場合があります。さらに、関係法令に違反して分配を受けたメンバーは、一定の状況において、当該分配額を本ファンドに再拠出する義務を負います。

確定的な条件

本メモランダムの一部は、本ファンドのオペレーティング・アグリーメントに規定される予定の具体的な条件について説明したものです。実際にオペレーティング・アグリーメントに定められる条件は、当初クロージング前のマネージャーと投資予定者との交渉や、クロージング後の正式な変更など、さまざまな理由により本メモランダムの記載と重大に異なる場合があります。また、オペレーティング・アグリーメントには非常に詳細な条件が含まれ、その多くは本メモランダムに十分に

は（あるいは全く）記載されていません。オペレーティング・アグリーメントと本メモランダムとの間に矛盾がある場合には、常にオペレーティング・アグリーメントが優先します。申込者にはオペレーティング・アグリーメントを慎重に確認することを強く推奨するとともに、その変更ルールに従い、一定の変更が全メンバーに満たない同意やマネージャーの裁量により採択される場合があることにも留意する必要があります。

ブローカー手数料および取引コスト

本ファンドは、投資の売買に関連して、多額のブローカー手数料、取引手数料その他の関連費用を負担する場合があります。これには証券取引におけるマークアップ・マークダウンや、約定・清算・決済に係る手数料が含まれます。本ファンドの投資戦略や取扱証券・資産の性質上、その取引コストの総額は他の投資ビークルより高くなる場合があります。とりわけ本ファンドは主に流動性の低い非公開会社の証券に投資し、その一部または全部をセカンダリー市場で既存株主から購入します。こうした取引では有利な価格の取得や執行が一般に難しく、ブローカー手数料やスリッページ（想定価格と実際の取引価格との差）が大きくなる傾向があります。そのため、本ファンドはより流動性の高い投資と比べ、想定を上回る取引コストを負担する可能性があります。

また、特定の市場・証券へのアクセスに高い手数料を課すブローカーを通じて取引が執行される場合、本ファンドはより高額のブローカー手数料を支払う必要が生じます。こうした手数料・コストは本ファンドの投資戦略を実行するうえで必要なものですが、本ファンド全体のリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。取引コストの高さは、たとえばポートフォリオ・カンパニーから直接プライマリー発行で証券を取得できる他のファンドと比べて、本ファンドが投資目的を達成する力や運用成績を制約しかねません。取引費用を重視する投資家や、その影響を懸念する投資家は、投資前にこの点を慎重に検討すべきです。

本ファンドの存続期間を一方的に延長する権限

本ファンドの存続期間は、オペレーティング・アグリーメントに記載される一定の期間として当初設定されます。しかし、マネージャーはメンバーの承認・同意を得ることなく、本ファンドの存続期間を無期限に延長する一方的な権限を有します。マネージャーは、本ファンドの投資目的の達成や投資家のリターン最大化のために延長が必要と判断した場合、存続期間を延長することができ、当該延長は当初の存続期間を数年間超えて続く可能性があります。

投資家は、マネージャーによるこの延長権限により、投資期間が当初想定より長期化しうることを認識しておく必要があります。その結果、マネージャーが清算を適切と判断するまで、投資家は本

ファンドから退出できず、あるいは投資リターンを実現できない場合があります、その判断がいつ行われるかは分かりません。

存続期間を延長するかどうかの判断は、ポートフォリオの運用成績の評価、市場環境、資産売却や公募完了といった潜在的な流動化事由の時期など、さまざまな要因の影響を受けます。マネージャーには延長の裁量がありますが、その判断がすべてのメンバーの希望や投資目的に合致するとは限りません。特定の時期までに流動性を求める投資家は、存続期間が延長された場合、資金へのアクセスに困難や遅延が生じる可能性があります。

投資家は、本ファンドへの投資前に、存続期間が長期化する可能性を慎重に検討する必要があります。マネージャーが存続期間を無期限に延長できることにより、投資家が希望する時期に本ファンドから退出する能力や、資本を他の投資機会に振り向ける能力が制約される可能性があります。

集中リスクー単一投資

本ファンドは単一の投資のみを行う予定であり、そのためポートフォリオ全体が一つのポートフォリオ・カンパニーに集中します。この分散の欠如により、本ファンドは当該投資固有のリスクへのエクスポージャーが大きくなります。当該投資の運用成績が振るわない、あるいは期待どおりの成果を上げられない場合、本ファンド全体の運用成績に重大な悪影響が及び、メンバーは投資資本の相当部分または全部を失う可能性があります。

本ファンドは分散されていないため、異なるセクター・資産クラス・地域にわたる複数の投資を保有することによるリスク軽減効果を得られません。本ファンドの運用成績は単一投資の成績と密接に連動しており、市場の下落、規制変更、会社固有の問題、財務上の困難など、当該投資に影響する不利な事象は、本ファンドの価値に不均衡なほど大きな影響を及ぼしかねません。

投資家は、本ファンドの単一投資戦略により、事業リスク、経営リスク、財務リスク、法務・規制リスク、市場リスクなど、当該投資に固有のリスクに特に脆弱であることを認識する必要があります。単一投資の対象が一般に成長性が高いとされるセクター・会社であっても、その価値に悪影響を及ぼしうる重大な課題やリスクに直面する可能性があります。

さらに、市場環境の変化や予期せぬ事態に応じて資本を再配分したり、単一投資へのエクスポージャーを減らしたりする本ファンドの選択肢は限られます。当該投資の成績が振るわない場合、その損失を吸収・相殺できる他の資産が本ファンドに存在しない可能性があります。

本ファンドの単一投資への集中したエクスポージャーは、より分散されたポートフォリオと比べて変動性・潜在的な損失が大きくなる可能性があるため、投資家には投資前に自らのリスク許容度を慎重に検討することが求められます。

ポートフォリオ・カンパニー固有のリスク

- **製品化前・売上計上前：** Prometheus には商用製品がなく、開示された収益モデルも商用化のタイムラインもないため、本投資は将来の事業遂行に全面的に依存します。
- **実証されていない技術および投資仮説：** 「artificial general engineer（人工汎用エンジニア）」という、物理的製品を設計・製造する AI という概念は新規性が高く、技術的に機能しない、既存ツールを上回る成果を上げられない、あるいは市場に受け入れられない可能性があります。
- **高い評価額、ダウンラウンドのリスク：** 約 410 億米ドルという Series B の評価額には従来型の財務的根拠がなく、後続の資金調達ラウンド、売却または IPO がより低い価格で行われ、本持分の価値が取得原価を下回る可能性があります。
- **キーパーソンへの依存：** 企業価値は Bezos 氏および Bajaj 氏に大きく依存していますが、両氏とも他の事業（Blue Origin、学術活動、投資活動など）に関与しており、その時間と注意力を分け合う関係にあります。
- **創業者の利益相反：** Bezos 氏は競合する physical-AI 企業に投資しているほか、最大 1,000 億米ドル規模とされる別の投資ビークルを組成中と報じられています。このビークルは、本 SPV が条件を決定できない形で Prometheus と取引を行う可能性があります。
- **資本集約性・希薄化：** この事業にはコンピューティング資源や専門的データへの大規模かつ継続的な支出が必要であり、将来の資金調達により本 SPV の持分が希薄化・劣後する可能性があります。
- **単一資産への集中および流動性の欠如：** 本 SPV は一社の非公開会社のみを保有し、分散投資されておらず転売市場も存在しません。投資家は無期限の保有を求められ、投資額全額を失う可能性があります。
- **手数料および取得原価：** 多額の初期手数料とキャリド・インタレストによりリターンが目減りするほか、取得原価は公正価値の独立した評価ではなく、直近の資金調達ラウンドの価格を反映したものにすぎません。
- **支配権がないこと・情報の限定について：** 本 SPV は、監査済財務諸表を提出せず開示情報も限られる可能性のある機密性の高い会社に対する、間接的・少数・無議決権の持分です。

- **不確実かつ長期にわたるエグジット：** IPO のタイムラインは示されておらず（Bezos 氏は時期尚早と述べています。）、流動性は将来の事象に依存するため、実現が数年先になる場合、あるいは永遠に実現しない場合もあります。

上記のリスク要因の一覧は、本募集に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。